



- 健康経営のすすめ
- 保証人(保証)についてのルールが大きく変わります
- 介護事業所の消費税について
- 令和2年度税制改正(案)について

## 健康経営のすすめ

働き方改革関連法施行により「時間外労働の上限規則」が大企業で2019年4月からスタートしています。以前は年間で6回限定で、1ヶ月間の残業時間を無制限にできました。しかし、今後はその1ヶ月の残業時間に上限が設けられ、特別条項を利用しても、月100時間以上の残業をさせたら違法になります。さらに、年間の残業の上限時間は720時間以内、つまり月平均60時間以内で、複数月の平均は80時間以内と定められました。これを超えた場合には、「半年以下の懲役」または「30万円以下の罰金」が課せられる厳しい法律となっています。

そして中小企業も2020年4月から、この規制が課せられます。建設業や運送業等の一部の業種は、2024年4月からと猶予がありますが、ほとんどの業種は待った無しの状態です。

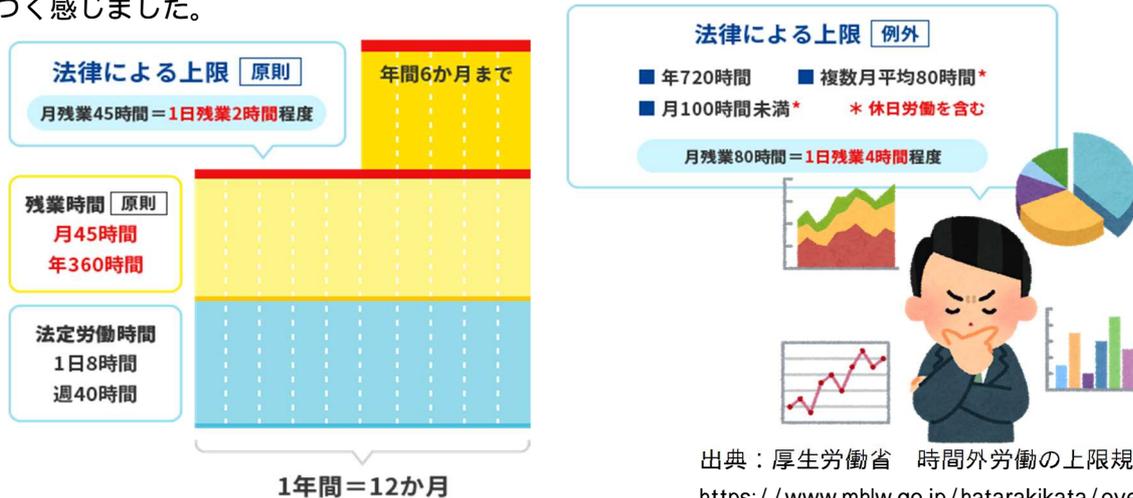
中小企業は、生産性が低いので賃金が安いのに残業時間も長く、サービス残業が常態化しているところが多いといわれています。そのような状況を真摯に受け止めて対応しないといけない瀬戸際にいるのだと感じています。そのためには、労働時間の把握、そして従業員の健康や幸福感も測定する試みを検討する必要があるのではないのでしょうか。あわせて、仕事のやり方や中身、自社の仕事そのものの在り方も再検討する必要が出てくると思われます。

スタンフォード大学のジェフリー・フェファー教授によると、仕事のストレスは主に三つの要因から生じているのだそうです。それは、低賃金、シフト勤務、仕事の裁量の低さです。これは、国や職業、社会的地位に関わらず共通しているのだそうです。

我々、中小企業の経営者は、仕事のやり方を見直して付加価値も賃金も上げつつ、従業員の意思を尊重するという、二律背反しそうな難しい課題を突きつけられています。残業時間の把握や管理は必要ですが、従業員をロボット扱いせず自主性を尊重し、本人達の心や身体の状態に気を配ることが出来る組織へ向かう事が求められているのですね。一部の企業だけの取り組みだった健康経営が、中小企業にも求められています。経済産業省は、生産性の向上と離職率の低下、そして企業のイメージアップを目指して、健康経営を行っている優良企業の認定と支援する取り組みを行っています。

マサチューセッツ工科大学のジネップ・トン教授の調査や米国ギャラップ社の調査によると、健康経営を実践している企業は利益率も高いようです。我々、中小の組織経営者は、過去の延長で続いている自社の仕事の在り方や進め方に対して、「健康経営であるのか?」という視点で見直す必要があるのだとつくづく感じました。

成迫 升敏



出典：厚生労働省 時間外労働の上限規制

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

## 保証人(保証)についてのルールが大きく変わります。

4月1日に施行される予定の民法の一部を改正する法律の中に、「保証」に関する新しいルール導入が含まれています。

今回は、保証の基礎知識の確認と新しいルールの中でも重要なポイントをQ & Aを用いて説明します。

Q 1 . そもそも保証とは何ですか。

A 1 . 保証とは「保証契約」の事を指します。借金や代金支払い等のいわゆる債務を負う契約をした「主債務者」がその債務の支払いをしない場合に、主債務者の代わりに支払いする義務を負う約束することを言います。よく聞く「連帯保証」とは、保証契約の一種ですが、こちらは債権者が債務者の財産状況や支払能力の有無に関わらず、保証人に対して債務の支払いを催促したり、財産の差し押さえをすることができる契約の事です。

Q 2 . 保証契約のリスクを教えてください。

A 2 . A 1でも少しお伝えしましたが、保証人となった際には、主債務者の代わりに債権者から債務を支払うように求められることがあります。保証人がその求めに応じなかった場合は、裁判所の関与の下で不動産や預金、給与を差し押さえられてしまい、支払いを強制されることもあります。

主債務者が親族や、友人・知人から「絶対に迷惑をかけないから」「名前だけ貸して欲しい」と言われて安易に保証人になることはとても大きなリスクを負うこととなりますので、保証人になって欲しいと求められた際には十分な検討が必要です。

Q 3 . それでは、4月より新しく導入される主なルールを教えてください。

A 3 . 今回はいわゆる「根保証契約」といわれる部分について新しいルールが導入されました。

根保証契約とは、将来引き起こすリスクのある不特定の債務をまとめて保証する契約です。

### 【まとめられる債務の例】

子どもがアパートを賃借する際に、その為の契約に親が保証人になる場合

事業主が従業員を雇用する際に、従業員の親族や知人が、従業員の引き起こした問題や損害賠償等の保証人になる場合

会社の社長が、取引先に対して負担する債務を保証する場合

介護施設や病院に、親を入居・入院させ、その費用や施設内の事故による賠償金等を保証する場合

新しいルールでは、根保証契約に極度額(上限額)を決めなければ、根保証契約が無効になることになりました。つまり、保証を求める債権者は極度額を提示した保証書を作成して提示しなければならなくなりました。

今までは無制限だった保証に極度額を明示することで、保証人になる方は自分が最大どの程度の負債を追うのかが明確になります。対して、保証を求める側は保証の極度額が契約書に明示されることで、保証を求めている方に契約を拒否されるケースも増える可能性があります。その他、貸金債務の保証人には意思確認をすることが必要になったことや、主債務者の正確な情報を説明すること、主債務者が破産手続き等の決定を受けた際に債権者はその事実を保証人に伝えることが新たなルールとして加えられました。

今までの業務遂行上、慣例で保証契約をしてきた事業主の方々は保証契約の必要有無の検討、妥当な極度額の設定等、ご検討を進めていただくことをお勧めします。

太田 誠



# 介護事業所の消費税について

令和元年 10 月より消費税率の引き上げと軽減税率の導入が始まり、消費税への意識がこれまで以上に高まっているかと思われますが、介護事業所については介護保険による収入が主なため、消費税への理解が比較的低いことも事実です。今回は介護事業所の運営上で注意が必要な点をいくつかご紹介します。

## 1. 介護事業所の消費税の基本的な考え方

非課税収入	課税収入
介護保険法に基づく居宅サービスや施設サービスの保険収入や利用者の一部負担金、日常生活費(例：通所系の食事代・おむつ代・レクリエーション費用、入所系の食事代・住居費用・理美容代など)	利用者の希望によって提供される特別なサービスにかかる収入 (例：通常の実施地域以外で行われる送迎費用・交通費、施設系の特別な居室等の提供費用、特別な食事代など)

## 2. 注意すべき収入

### (1) 特定施設入所者生活介護(以下、特定施設)の食事代

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(以下、有老・サ高住)の食事代は消費税が課税となるのはご存知の方も多いと思われます。有老・サ高住が特定施設の指定を受けた場合、居宅介護サービスに該当しほとんどの費用が非課税となりますが、食事代に関しては課税のままとなります。

### (2) 職員や外来者の食事代

1食〇〇円といった形で職員やご利用者様のご家族に食事を提供する機会があるかと思われます。この食事代に関しては介護保険サービスではありませんので、全額課税扱いとなります。

### (3) 体験入居費用

有老・サ高住では、入居の検討をしていただくために体験入居やお試し入居といった名目で数日間入居体験の機会を設けている事業所もあります。通常、有老・サ高住の家賃は消費税が非課税となりますが、この体験入居・お試し入居に関する収入は課税となります。

### (4) 保険外サービス

最近、他事業所との差別化を図るために保険外サービスを始めている事業所が増えています。事業の内容にもよりますが、比較的多く実施されている高齢者の見守りサービスや食事宅配サービス、家事代行サービスなどの介護保険を利用しないサービスは課税となります。

### (5) その他課税となる主な収入

- ・ 実習生の受入収入
- ・ 市町村から委託を受けて行う要介護または要支援認定調査の委託料
- ・ 施設内での売店の販売収入
- ・ 自動販売機や公衆電話の手数料収入



いかがでしょうか。介護事業所を運営していく上で、消費税の課税対象となる収入は意外と多いのではないのでしょうか。

介護事業所では消費税がかかる収入に対して別途消費税を頂いていないケースが多く見受けられます。仮に保険外サービスとして家事代行サービスを1時間3,000円で提供している場合、別途消費税を頂いていなければ税込3,000円で利用者に請求している事になります。経費に対しては消費税10%分支払っているにも関わらず、利用者への請求額が据え置きであれば、支払いの増加分を事業所側で負担しているという事になります。

消費税が10%となりこれまで以上に資金面で大きく影響を感じている事業所も多いのではないのでしょうか。また、消費税の課税事業者になると消費税納税のために資金繰りにさらなる影響を及ぼすことになります。自社にはこういった課税サービスがあるのか、またその金額がいくらなのか、利用者への請求金額は妥当なのか等、今一度見直すきっかけとしていただければと思います。ご不明な点は弊社担当者にお問い合わせください。

清水 嘉人

# 令和2年度税制改正（案）について

令和1年12月12日に毎年恒例の税制改正大綱（改正案）が発表されました。そこで今回は、特に所得税と消費税についてその改正内容をご紹介します。

## 1. 所得税について

### (1) 国外中古不動産の不動産所得の損益通算の見直し

国外中古不動産の賃貸物件を購入した場合、賃貸収入に比べて経費(減価償却費)が多額に計上できるため、不動産所得が大幅な赤字になります。従来、この赤字を他の所得(給与所得など)と相殺して、所得金額が圧縮され所得税の節税ができました。これを防ぐため、**今回の改正案では、不動産所得の赤字の原因となる減価償却費の計上を制限するという内容です。**つまり、実際の不動産所得は赤字ですが、赤字はないものとして、他の所得と相殺できなくなります。

### (2) ひとり親の寡婦(夫)控除の見直し

従来、寡婦(夫)控除は、婚姻していた事実が必要でした。今回の改正案では、婚姻していた事実がない場合でも、子どもがいれば寡婦(夫)控除を適用するという内容です。また、従来の寡婦控除は、本人の所得が500万円(給与収入約690万円)超の場合でも適用できましたが、それが廃止される予定です。

		本人の所得	死別・離別		未婚	
			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
寡婦控除	改正前	子	35万円	27万円	/	
		子以外	27万円	27万円		
	改正案	子	35万円	-	35万円	-
		子以外	27万円	-	-	-
寡夫控除	改正前	子	27万円	-	/	
		子以外	-	-		
	改正案	子	35万円	-	35万円	-
		子以外	-	-	-	-

### (3) 海外居住親族の扶養控除の見直し

従来、海外に居住している親族も一定の要件を満たす場合には、扶養控除が認められていましたが、**今回の改正案では、年齢が30歳以上70歳未満の扶養親族は原則、扶養控除の対象外にするという内容です。**しかし、例外的に認められる場合は以下の通りです。

留学により非居住者となっている場合

障害者

その年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者



## 2. 消費税について

### (1) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除の見直し

従来、アパート(マンション)の建設に係る消費税を還付するために過度な節税対策が行われていましたが、**今回の改正案では、建設に係る消費税の仕入税額控除を原則禁止しました。**これによって、消費税の還付ができなくなります。この対策をお考えの方は注意が必要です。

### (2) 法人に係る消費税申告の申告期限(提出期限)の延長

従来、法人税の申告書は、3月決算であれば5月末日に申告書を税務署に提出する必要がありましたが、株主總會のために6月に申告書を提出する必要がある場合には、一定の手続きにより、6月に申告書を提出することができます。一方、消費税の申告書については法人税のような特例がないため、5月末日に申告書を提出する必要がありました。その結果、法人税の申告書と消費税の申告書の提出期限が違っているため、実務上不便な状態でした。**今回の改正案では、消費税の申告書の提出期限を法人税申告書の提出期限に合わせることができるという内容です。(申告期限を1月延長することができます)**

以上の改正案は、適用時期が異なっているため、詳細につきましては、各担当者までお問合せ下さい。

五味 淳一